

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和5年5月16日(火)		開催場所	ときわ会館3階 第2会議室		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時00分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	富田 優	出席	12	角谷 史織	欠席
	2	小泉 孝行	出席	13	小川 忠男	出席
	3	小林 勝一	出席	14	清水 友清	出席
	4	長島 一博	出席	15	西形 知行	出席
	5	榎本 浩樹	出席	16	中山 幸光	出席
	6	関根 光一	出席	17	菅間 茂久	出席
	7	清水 孝洋	出席	18	石井 栄寿	出席
	8	井原 勇司	出席	19	本田 敏一	出席
	9	金子 達弥	出席	20	中村 隆治	出席
	10	横山 敏夫	欠席	21	西澤 初男	出席
11	浅子 幹夫	出席				
事務局	事務局長	星野 公男	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	北村 経史	農地調整課主任	阿久津 正浩
	事務局次長	酒井 利和	農業振興課課長補佐兼農 業振興係長	桑原 和也		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	野口 剛誉		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主査	陸名 秀治		
議案	議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第11号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第13号	農用地利用集積計画の決定について				
	議案第14号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第15号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第16号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第17号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
議案第18号	農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）について ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について ・農地改良の届出（市街化調整区域）について ・2a未満農業用施設の届出について 					

<p>1 開 会 西澤会長職務代理者</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためにお願いしておりました「マスク着用の上での発言」ですが、厚生労働省から令和5年3月13日以降は個人の判断が基本となる旨の発表があり、また令和5年5月8日より感染症法上の位置づけが第5類に見直されたことから、マスク着用については任意といたします。ご承知のほどよろしく申し上げます。</p> <p>次に、議事進行については引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>発言の際には引き続きマイクを使用しての進行とさせていただきます。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p> <p>尚、日頃からお願しておりますが、説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p>
<p>2 会議成立の報告 西澤会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は横山委員、角谷委員が欠席されておりますので出席委員は19名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しております。</p>
<p>3 署名委員の指名 西澤会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号1番 富田 委員 議席番号2番 小泉 委員 を指名します。よろしくようお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、馬宮地区、金子委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>金 子 委 員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、馬宮西小学校の南東1.1kmに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、5.1kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外に耕作している農地はございません。農機具等は今後購入予定でございます。 作付計画は、ライ麦の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>菅 間 委 員</p>	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、養護老人ホーム富士見園の南西800mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、250mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、トマト、ネギ、キュウリの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小 川 委 員</p>	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、思い出の里市営霊園の南東300mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、70mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ジャガイモ、タマネギ、ダイコンの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>西 形 委 員</p>	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立芝原小学校の北東700mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、3.8kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。</p>

		<p>作付計画は、シクラメン、ネギ、ポット苗、キャベツの予定で、問題ないものと思われる。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、番号6番、和土地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
富 田 委 員		<p>番号5番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、和土小学校の南西500mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。</p> <p>通作距離は、10mです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。</p> <p>作付計画は、エダマメ、カボチャ、ジャガイモの予定で、問題ないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
		<p>続きまして、番号6番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、市立和土小学校の南東400mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。</p> <p>通作距離は、11.7kmです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。</p> <p>作付計画は、ツツジ、ツゲ、キンモクセイの予定で、問題ないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号7番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>
井 原 委 員		<p>番号7番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、市立川通中学校の東1.1kmに位置する、住宅と農地の混在する地域の田です。</p> <p>通作距離は、2.5kmです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。</p> <p>作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号8番、柏崎地区、本田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
本 田 委 員		<p>番号8番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、県立岩槻高等学校の南200mに位置する、住宅と農地の混在する地域の現況畑です。</p> <p>通作距離は、4.9kmです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。</p> <p>作付計画は、水稻、トマト、ハウレンソウの予定で、問題ないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号9番、柏崎地区、本田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
本	田	<p>番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、県立岩槻高等学校の南200mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、4.9kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻、トマト、ハウレンソウの予定で、問題ないものと思われ ます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 以上で、説明が終わりました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西	形	<p>番号1番と番号5番について事務局に伺います。譲受人は両者とも耕地面積がなく、新規参入かと思えます。これまで、新規参入の場合は、面談、チェックシート等で確認してきました。今後、新規参入者を審査する際に、どのように対応していくか教えてください。</p>
事	務	<p>これまでにご案内のとおり、農地法が改正され、下限面積要件が撤廃となりました。新規参入者を審査する際の対応については、検討してまいります。</p>
議	長	<p>他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第10号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各	委	<p>員</p> <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議	長	<p>総員賛成であります。 議案第10号について、許可することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第11号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p>
<p>中 村 委 員</p>	<p>番号1番から番号3番、植水地区、中村委員、議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立大宮南高等学校の南50mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、住宅敷地です。 申請理由は、申請地が線引き前より住宅敷地として利用されてきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立大宮光陵高等学校の南西230mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック2段積、高さ1.2mの既存ネットフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立大宮光陵高等学校の北東120mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、住宅敷地です。 申請理由は、申請地が線引き前より住宅敷地として利用されてきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、馬宮地区、金子委員、議案説明をお願いいたします。</p>

金子委員	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立大宮武蔵野高等学校の北520mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、住宅敷地です。</p> <p>申請理由は、申請地が線引き前より住宅敷地として利用されてきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、七里地区ですので、私から議案説明をいたします。</p> <p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、思い出の里市宮霊園の北320mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.4mの既設コンクリート塀及び高さ0.4mの新設コンクリート塀により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、番号6番、土合地区、清水孝洋委員、議案説明をお願いいたします。</p>
清水孝洋委員	<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、桜消防署の南西180mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ1.5mの新設ネットフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号7番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。</p>

小林委員	<p>番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立新和小学校の北東400mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、住宅敷地です。 申請理由は、申請地が線引き前より住宅敷地として利用されてきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号8番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員	<p>番号8番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、金重排水場の西50mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック3段積及び高さ1.0mの既設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号9番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中山委員	<p>番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立慈恩寺中学校の北2.0kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック2～7段積及び新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第11号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>

他にございますでしょうか。
質問がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第11号について、賛成の方の挙手を求めます。

各 委 員
議 長

— 総 員 賛 成 —

総員賛成でございます。
議案第11号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第12号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番から番号3番、植水地区、中村委員、議案説明をお願いします。</p>
中 村 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、さいたま市民医療センターの南東170mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在県内の賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、祖父が所有する農地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック2～3段積及び高さ0.1mの新設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立馬宮中学校の東170mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、資材置場です。 申請理由は、現在、市内で土木工事業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積及び高さ1.0mの新設板柵により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立馬宮中小学校の東170mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、資材置場です。 申請理由は、現在、市内で土木工事業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積及び高さ1.0mの新設板柵により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、番号5番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いします。</p>
菅 間 委 員	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地及び農用地区域外です。 申請地は、北部配水場の南西150mに位置する農振農用地及び農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、田畑転換の農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ミニトマト及びキャベツを作付けする予定です。 一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p>

議

長

続きまして、番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、北部配水場の南西320mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、畑地改良の農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ジャガイモ、サツマイモ及びキャベツを作付けする予定です。
一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

ありがとうございました。
続きまして、番号6番、七里地区ですので、私から議案説明をいたします。

番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、県立大宮東高等学校の南340mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在市内で電気工事業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既設コンクリートブロック2段積及び新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議

長

続きまして、番号7番から番号10番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。

小川委員

番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立片柳中学校の南東670mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、休憩所（店舗）です。
申請理由は、現在市内で飲食店を営んでいるが、事業拡大に伴い申請地で新たな飲食店を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック3～4段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、片柳コミュニティセンターの南西290mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場です。
申請理由は、現在市内で建築工事業を営んでいるが、既存の資材置場を返却することから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既設コンクリートブロック5段積、新設コンクリートブロック2～3段積及び高さ1.5mの新設L型擁壁により、被害を及ぼさない計画です。

	<p>続きまして、番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立野田小学校の西480mに位置する、見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は、田畑転換の農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ネギを作付けする予定です。 一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>続きまして、番号10番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、さいたま市立病院の北西800mに位置する、見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は、畑地改良の農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ネギ及びクリを作付けする予定です。 一時転用で、期間は4か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号11番、番号12番、野田地区、横山委員が欠席ですので、事務局説明をお願いいたします。</p> <p>番号11番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立浦和東高等学校の南西230mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場及び車両置場です。 申請理由は、現在市内でリース業を営んでいるが、既存の資材置場及び車両置場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び車両置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ1.5mの鉄板仮囲いにより、被害を及ぼさない計画です。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号12番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立浦和東高等学校の東50mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在市内で自動車販売業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.5mのL型擁壁により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、番号13番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。</p>

小 泉 委 員	<p>番号13番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立新和小学校の南東2.4kmに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、車両置場です。 申請理由は、現在、市内で自動車販売業を営んでいるが、既存の車両置場が手狭であることから、申請地を新たな車両置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック4～6段積、高さ1.8mの既設フェンス、新設コンクリートブロック1～2段積、高さ1.5mの新設フェンス及び高さ1.4mのL型擁壁により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号14番、番号15番、和土地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
富 田 委 員	<p>番号14番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、岩槻南部公民館の西710mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場です。 申請理由は、現在市内で建築業を営んでしているが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ2.5mの既設スチールパネル、高さ2.5mの新設スチールパネル及び新設コンクリートブロック5段積により、被害を及ぼさない計画です。</p>
議 長	<p>続きまして、番号15番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立城南小学校の東930mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、車両置場及び駐車場です。 申請理由は、現在県内で自動車整備業を営んでいるが、既存の車両置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな車両置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.3～0.5mの新設土留及び高さ1.1～2.0mの新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号16番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>
井 原 委 員	<p>番号16番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立川通中学校の西300mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在、市内で理容室を運営しているが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック3段積及び新設コンクリートブロック1～2段積により、被害を及ぼさない計画です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号17番、柏崎地区、本田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
本 田 委 員	<p>番号17番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立柏崎小学校の南東410mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、祖母所有の農地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号18番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中 山 委 員	<p>番号18番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立岩槻北稜高等学校の南西770mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、資材置場です。 申請理由は、現在、市内で土木工事業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たに資材置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.3mのの新設土留により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
小 林 委 員	<p>番号11番について伺います。3.5mの鉄板の仮囲いは高いと感じました。高くした理由を教えてください。隣の農地に日照不足等の影響はないかが気になりました。</p>
事 務 局	<p>高さの理由はわかりませんが、既存の施設の拡張ということで、同様の囲いとすると聞いております。</p>
小 林 委 員	<p>土砂がある場合は、飛散防止の観点から高くする必要があると聞いたことがあります。今回の資材は、高くする必要があるかわかりませんが、北側の農地への影響がないということであれば、問題ないと思料します。</p>
井 原 委 員	<p>番号7番について伺います。浄化槽の設置や排水方法について、教えてください。</p>
事 務 局	<p>雨水は、宅地内の枒に集めてから側溝に放流する計画となっております。汚水については、直接下水管につなぐ計画です。</p>
小 林 委 員	<p>番号2番と番号3番の会社の住所が類似していますが、関係あるのでしょうか。また、住所や会社の表記には間違いはないのでしょうか。</p>

事務局	関連会社と聞いております。会社名及び住所は登記簿謄本のとおりとなっております。
西形委員	番号2番及び番号3番について伺います。所有権の移転となっておりますが、資金計画が造成費のみとなっております。贈与と思料されますが、譲渡人と譲受人との関係を教えてください。
事務局	「所有権の移転」の記載が誤りでした。正しくは、賃借権の設定で、賃料を支払う計画です。今後、このようなことがないように、審査等の手続きを行ってまいります。
西形委員	番号4番について伺います。農振農用地と農用地区域外が共存する理由を教えてください。
事務局	申請地の筆と筆との間に境界があり、その北側が農振農用地で、南側が農用地区域外でございます。
議長	ありがとうございました。 他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第12号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総員賛成 —
議長	総員賛成でございます。 議案第12号について、許可することに決定いたします。

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第13号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。</p> <p>先に番号13番を審議いたします。 この案件は、中山委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議いたします。</p> <p>中山委員は審議終了まで退出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 中山委員退席 —</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>番号13番について、事務局より議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号13番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.1kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第13号、番号13番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第13号、番号13番について、原案どおり意見決定することといたします。</p> <p>それでは、中山委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 中山委員入室 —</p>
<p>議 長</p>	<p>引き続き議案審議に入ります。</p> <p>番号1番、番号2番、春岡地区、長島委員、議案説明をお願いいたします。</p>

長 島 委 員

番号1番についてご説明いたします。
使用貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、エンドウ及びニンジンです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.3kmです。
特に問題はないものと思われま。

続きまして番号2番についてご説明いたします。
使用貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ブロッコリー、ズッキーニ及びカリフラワーです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.4kmです。
特に問題はないものと思われま。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号3番から番号6番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。

小 川 委 員

番号3番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.2kmです。
特に問題はないものと思われま。

続きまして、番号4番についてご説明いたします。
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、エダマメです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は5.2kmです。
特に問題はないものと思われま。

続きまして、番号5番についてご説明いたします。
使用貸借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、エダマメです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は5.1kmです。
特に問題はないものと思われま。

続きまして、番号6番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ネギです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.3kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号7番、番号8番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号7番についてご説明いたします。
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は6.8kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号8番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ジャガイモ、サトイモ及びサツマイモです。
申請目的は、新規就農のためで、通作距離は10.3kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号9番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号9番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ジャガイモです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は8.4kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号10番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 泉 委 員	<p>番号10番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は410mです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号11番、12番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>
井 原 委 員	<p>番号11番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は6.1kmです。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号12番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は6.1kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号13番を除く議案第13号について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成ですので、議案第13号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第14号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。</p> <p>番号1番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いいたします。</p>
菅間委員		<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。</p> <p>よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われま</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、片柳地区、小川委員、説明をお願いいたします。</p>
小川委員		<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。</p> <p>よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われま</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第14号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		<p>— 総員賛成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第14号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第15号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号3番につきますして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第15号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第15号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第16号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号13番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第16号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第16号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第17号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号3番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第17号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第17号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第18号、農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見（さいたま中央地区）についてです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農地中管理事業の促進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしているものですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第18号、農用地利用集積計画(案)に対する決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第18号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第18号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございました。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和5年4月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）でございます。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 農地改良の届出（市街化調整区域）でございます。</p> <p>2a未満農業用施設の届出でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。 ないようでございますので、その他に何かございますでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、浅子会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言 浅子会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これをもちまして、令和5年5月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>